

見て読んで納得！ これでもう間違えない!!

家庭
ごみ

プラスチック製容器包装の分別

分別／ごみ出しのポイント！



➤ 無色透明袋で出す (レジ袋は使用不可)



解説①

♻️ (=プラマーク) の表示は、中身を消費したり、取り出したら不要になるプラスチック製の商品を入れるもの(容器)、包んでいるもの(包装)についています。

※ ♻️ の表示のあるものは「ペットボトル」です



解説②

マークにご注意ください



このマークの表示がある場合はPET樹脂でできていますが、洗浄や臭いの除去が難しいため「プラスチック製容器包装」です。

ルール違反していませんか？



ルール違反の理由は……答えは裏面です

例

可燃ごみになるプラスチック

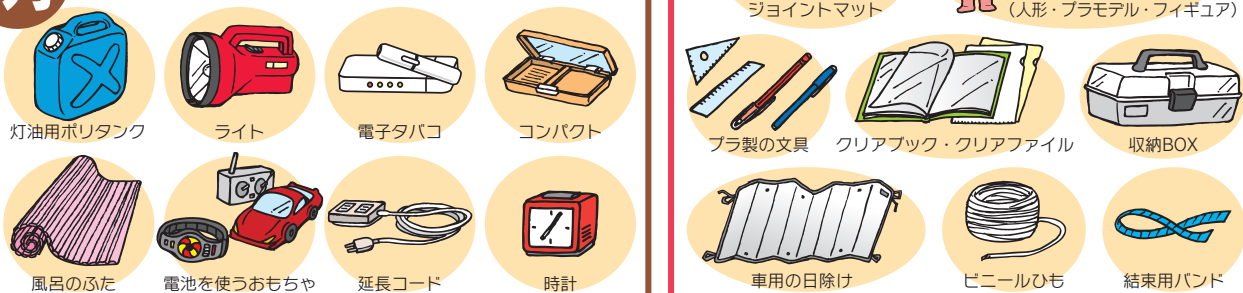
プラスチック製品で、それ自体を道具として使うもの

♻️ がついてないプラスチック製品の分別は？



例

粗大ごみになるプラスチック



●お問い合わせは

松山市役所清掃課まで!

TEL 089-921-5516
メール seisou@city.matsuyama.ehime.jp

ルール違反の理由！

汚れ



リサイクルの質が低下するからです

汚れがついたままだとリサイクルに支障があるばかりか、他のきれいな容器包装に汚れやにおいが移ってしまい、衛生状態も悪くなります。汚れは取り除いてから排出してください。

汚れ・臭いが移る

リサイクルできない！



二重袋



収集、選別作業(チェック)が困難だからです

収集されたごみ袋は、外袋を機械で取り除き、中に異物などがないか手作業で確認を行っています。袋が二重になっていると、収集時の確認が困難であるばかりか、中の小袋はそのままベルトコンベアに流れてきて、迅速な確認作業の妨げとなります。



PET 混入



平成23年4月から別収集となっているからです

ペットボトルを分けることで、より質の高いリサイクルが可能になります。♻️か♻️のマークを確認し、ボトル本体は「ペットボトル」に、キャップとラベルは「プラスチック製容器包装」に分別してください。



♻️のものから作られる資源

フレック

PET

♻️のものから作られる資源

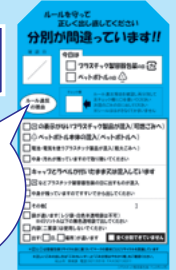
♻️以外



♻️だけが対象なのは法律に基づきリサイクルしているからです

根拠となる法律は「容器包装リサイクル法」です。法律名のとおり“容器”“包装”だけが対象であり、対象のものにマークがついています。この法律は、かさばる容器包装ごみを減らして、リサイクルを推進するために制定されました。

ルール違反は収集できません



違反シールが貼られたら内容を確認して再分別をお願いします

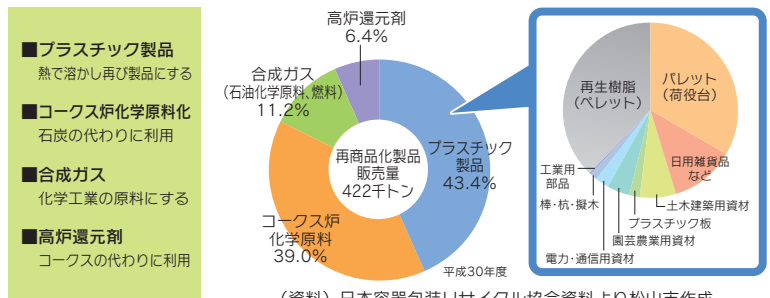
きちんと分別できているかチェックされています

異物等のチェックをしてリサイクル工場に出荷していますが、工場では、更に法律に基づく品質検査を受けます。この検査結果が悪ければ、引取ってもらえなくなる場合がありますので、♻️以外のものの混入や汚れのない質の良さが求められます。



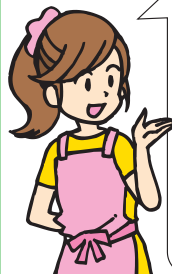
プラスチック製容器包装ごみはどんなものに生まれ変わっているの？

リサイクル(再商品化)製品の利用状況(白色トレイを除く)



もっと詳しく知りたい!! という方はこちらにアクセス!
<http://www.jcpra.or.jp/> (公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会HP) このサイトにある

わたしのまちのリサイクル
 ~分けた資源はどうなるの?~
 を見れば、市町村ごとの「リサイクル実績」「分別収集後のゆくえ」「リサイクル製品の紹介」などを確認することができます。



循環型社会の一員になろう！

リサイクルは皆さんの協力が欠かせません。対象となるものを、分別ルールを守ってごみ出しすることが肝心です。「ごみを資源に」を合言葉に、ご協力をお願いします。